



電力取引監視等委員会とは？

電力システム改革は、参入規制の撤廃や市場の価格メカニズムを機能させること等を通じて健全な競争を促し、①電力の安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を実現することを目指しています。電力取引監視等委員会は、その改革の一翼を担うべく、電力市場の厳正な監視及び適正取引・競争ルール策定等の建議を行う組織として、平成27年9月に設立されました。

(主な業務)

- 電力取引やネットワーク部門の中立性確保に係る厳正な監視
報告徴収、立ち入り検査、事業者への業務改善勧告、料金の審査、あっせん/仲裁 等
- 電力取引等に係るルールづくり
適正取引や各種行為規制等のルールの原案を作成し、経済産業大臣へ建議

■特徴

監視、規制の対象である電気事業者等から「独立」し、「高度の専門性」を有する。

■メンバー

<委員長> 八田 達夫

<委員> 稲垣 隆一、林 泰弘、圓尾 雅則、
箕輪 恵美子（五十音順）



詳細については、こちらの HP まで

URL: <http://www.emsc.meti.go.jp/>

相談窓口

- 電気供給事業者間において電力取引に係る契約等についてのトラブルが生じた際、解決に向けてお手伝いします。
- 消費者の皆様が小売供給契約を結ぶ際のトラブル等についてご相談を受け付けます。

例えば……事業者の皆様 に関する以下の様なトラブル

(必要に応じてあっせん/仲裁の手続きをご紹介します。)

「電力会社に託送契約締結の申し入れをしたが、返事がなかなかもらえない」

「託送供給契約が締結できないと理由もなく断られた」

例えば……消費者の皆様 に関する以下の様なトラブル

「解約を申し出たところ法外な額の解約金をとられた」

「解約を申し出たのに応じてもらえない」

「苦情や問い合わせにまともに対応してくれない」

「契約を結んだ事業者がいきなり事業をやめてしまうので、他の小売事業者を探さなければいけなくなった」

こちらまでご相談ください。

電力取引監視等委員会 事務局

相談窓口

TEL: 03-3501-5725

E-mail:dentorii@meti.go.jp